

# 総合地球環境学研究所実験施設利用規則

平成 25 年 7 月 23 日制 定  
規則第 82 号  
令和 7 年 2 月 12 日最終改正

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の実験施設の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規則において、「実験施設」とは、本館地下 1 階の実験室 1～18、危険物室 1～3、ボンベ室及びそれらに付帯する設備、機器等をいう。

## (管理)

第 3 条 実験施設の利用に係る管理運営は、実験施設委員会（以下「委員会」という。）が行い、委員会の所掌事項のうち軽微なものについては、実験施設利用者会議が処理する。  
2 実験施設の維持管理に係る実務は、基盤研究部計測・分析部門（以下「部門」という。）が行う。

## (利用申請資格)

第 4 条 実験施設の利用申請資格を有する者は、次のとおりとする。

- 一 研究所の職員（契約職員及びパートタイム職員を含む）
- 二 研究所の名誉教授、客員教員及び外来研究員
- 三 研究プロジェクトに参画する研究所外の研究者、大学院生及び大学生
- 四 研究プロジェクト以外の共同研究等に参画する研究所外の研究者、大学院生及び大学生
- 五 その他所長が適当と認めた者

## (利用の種類)

第 5 条 実験施設の利用の種類は、次のとおりとする。

- 一 設備及び計測・分析機器等を利用して行う計測・分析等を含む各種実験作業
- 二 試料等の保管
- 三 その他所長が特に必要と認めた実験施設の利用

## (実験施設利用申請)

第 6 条 前条に定める実験施設の利用をしようとする者は、年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）毎に、あらかじめ所定の申請書を所長に提出し、その許可を得なければならない。

2 所長が前項の申請による利用を許可する場合には、利用条件を付して、通知するものとする。

（利用講習会）

第 7 条 所長が必要と認めるときは、利用を許可した者（以下「利用者」という。）に設備、機器等の利用講習会の受講を義務づけることができる。

（経費の負担）

第 8 条 利用者は、実験施設の利用に係る経費を実験施設利用負担金（以下「利用負担金」という。）として負担しなければならない。

2 利用負担金は、実験施設の共通的に要する消耗品等の費用及び共通機器の維持管理に要する修理、部品、消耗品等の費用に充てるものとする。

3 利用負担金の額及びその負担の方法は、別に定める。

（論文等の公表の取扱い）

第 9 条 利用者は、実験施設を利用して行った研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に実験施設を利用した旨を明記し、公表後速やかに当該論文等の写しを部門を通じ、所長に送付するものとする。

（機密保持）

第 10 条 所長及び利用者は、測定で得られたデータ、又は知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とすることができる。

（損害賠償）

第 11 条 利用者は、故意又は重大な過失により、実験施設を滅失し、毀損し、又は汚損したときは、その損害に相当する費用を弁償し、原状に復さなければならない。

（安全管理）

第 12 条 利用者は、関係法令及び別に定める諸規定等を遵守して、安全確保に努めるものとする。

2 基盤研究部計測・分析部門長は、実験施設における安全管理の責任者として、利用者に対する教育及び指導を行う。

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、実験施設の利用に関し必要な事項は、委員会の議を経て、所長が定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 23 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 6 月 19 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。